

「知的財産推進計画2016」策定に向けた意見書

2016年1月27日

一般社団法人日本新聞協会

1 「柔軟性の高い権利制限規定」の拙速な導入に反対

「知的財産推進計画（知財計画）2015」は「第2部 重要8施策 5. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備」の「(1) 現状と課題」「(2) 今後取り組むべき施策」で、「柔軟性の高い権利制限規定がますます必要になっている」「柔軟性の高い権利制限規定や円滑なライセンス体制など新しい時代に対応した制度等の在り方について検討する」としている。デジタル化が進んでインターネットが広がり、著作物を利用する多くのサービスが登場しており、著作物の利用の円滑化を図ることは確かに重要である。しかし、その方策が「柔軟性の高い権利制限規定」といえるのかは大いに疑問である。

同規定は具体的な内容がまだ明らかになっていないが、「高い」柔軟性をもたせる以上、条文は抽象的にならざるを得ない。同規定を拙速に導入すると、著作権を侵害しても意図的に抗弁する「居直り侵害者」や知識・理解不足による「思い込み侵害者」が増大する恐れがある。デジタル・ネットワークの発達に伴い、ネット上で著作物の無断使用が蔓延し、権利者側が削除要請など対応に追われている中で、侵害行為の増大は、裁判による賠償の決定を含め、利用者、権利者双方のコストを増大させることにつながる。

例えば、「知財計画2016」に向けた検討を行っている知的財産戦略本部の次世代知財システム検討委員会第2回（2015年12月1日）の討議用資料では、「権利制限規定の柔軟性の選択肢」の一つとして「米国型フェアユース」を挙げている。しかし、同資料も指摘しているように、要件に該当するかは司法による事後判断になるため、権利者側からはライセンスや報酬の支払いが必要な事業であっても「無許諾で進められてしまい損害が大きいという指摘」、「事業者の中でも予見可能性を確保したい傾向の者からは、事後的に訴訟提起される可能性がぬぐえないため、これを根拠に新規ビジネスには取り組みにくい、といった懸念」がある。

また、著作権法には刑事罰規定がある。あいまいな要件のまま「柔軟性の高い権利制限規定」が導入されると、罪刑法定主義に反する恐れもある。

さらに、新聞各社は刑事事件を報道した新聞記事について、ケースに応じ、時間の経過を踏まえて、続報での匿名化やデータベースからの削除など、プライバシーや人権に関する報道上の配慮を行っている。また、過去の記事の二次利用を許諾する際も慎重かつ十分に配慮した上で、諾否を判断している。しかし、同規定を導入すれば、こうした配慮が反映されない危険がある。

以上より、「柔軟性の高い権利制限規定」を拙速に導入すべきではないことは明らかである。同規定の導入を促進するような「知財計画2015」の表現は修正すべきである。

2 契約と個別権利制限規定で対応すべき

1で述べたように多くの新しいサービスが生まれているとしても、著作権に財産権の側面がある以上、権利制限をまず考えるのではなく、契約システムの充実で著作物の利用の円滑化を図るべきである。また、権利制限規定が必要な立法事実がある場合は、個別権利制限規定を迅速に導入することで対応すべきである。

以上より、「知財計画2016」はデジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備について、契約システムの充実と個別権利制限規定の迅速な導入を基本方針として策定すべきである。

以 上